

再生可能エネルギー拡大促進・規律強化に 関する予算について

2026年9月
資源エネルギー庁
新エネルギー課

(参考)「第7次エネルギー基本計画」(再生可能エネルギー)

6. 脱炭素電源の拡大と系統整備

<再生可能エネルギー>

- S+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。
- 国産再生可能エネルギーの普及拡大を図り、技術自給率の向上を図ることは、脱炭素化に加え、我が国の産業競争力の強化に資するものであり、こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要がある。
- 再生可能エネルギー導入にあたっては、①地域との共生、②国民負担の抑制、③出力変動への対応、④イノベーションの加速とサプライチェーン構築、⑤使用済太陽光パネルへの対応といった課題がある。
- これらの課題に対して、①事業規律の強化、②FIP制度や入札制度の活用、③地域間連系線の整備・蓄電池の導入等、④ペロブスカイト太陽電池（2040年までに20GWの導入目標）や、EEZ等での浮体式洋上風力、国の掘削調査やワンストップでの許認可フォローアップによる地熱発電の導入拡大、次世代型地熱の社会実装加速化、自治体が主導する中小水力の促進、⑤適切な廃棄・リサイクルが実施される制度整備等の対応。
- 再生可能エネルギーの主力電源化に当たっては、電力市場への統合に取り組み、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るとともに、次世代にわたり事業継続されるよう、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組む。

(参考) 2040年度におけるエネルギー需給の見通し

	2024年度	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率	16.3%	3～4割程度
発電電力量	9911億kWh	1.1～1.2兆 kWh程度
電源構成	再エネ	23.1% 4～5割程度
	太陽光	9.9% 23～29%程度
	風力	1.2% 4～8%程度
	水力	7.4% 8～10%程度
	地熱	0.4% 1～2%程度
	バイオマス	4.2% 5～6%程度
	原子力	9.4% 2割程度
	火力	67.5% 3～4割程度
最終エネルギー消費量	2.9億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)	28.7%	73%

(参考) 新たなエネルギー需給見通しでは、2040年度73%削減実現に至る場合に加え、実現に至らないシナリオ（61%削減）も参考値として提示。73%削減に至る場合の2040年度における天然ガスの一次エネルギー供給量は5300～6100万トン程度だが、61%削減シナリオでは7400万トン程度の見通し。

再生可能エネルギーの導入に向けた課題

- 再生可能エネルギーについては、**地域共生を前提**に、国民負担の抑制を図りながら、**主力電源化を徹底し、最大限の導入拡大**に取り組む。
- 他方、再エネ導入にあたっては、**我が国のポテンシャルを最大限活かす**ためにも、**以下の課題を乗り越える必要**がある。

①地域との共生

- ✓ 傾斜地への設置など安全面での懸念増大。
- ✓ 住民説明不足等による地域トラブル発生。
- ⇒ **不適切なメガソーラーへの対策など地域との共生に向けた事業規律強化が必要**

②国民負担の抑制

- ✓ FIT制度による20年間の固定価格買取によって国民負担増大（2025年度3.98円/kWh）。
- ✓ 特にFIT制度開始直後の相対的に高い買取価格。
- ⇒ **FIPや支援の重点化など、更なるコスト低減が必要**

③出力変動への対応

- ✓ 気象等による再エネの出力変動時への対応が重要。
- ✓ 全国大での出力制御の発生。
- ✓ 再エネ導入余地の大きい地域（北海道、東北など）と需要地が遠隔。
- ⇒ **地域間連系線の整備、蓄電池の導入などが必要**

④イノベーションの加速とサプライチェーン構築

- ✓ 平地面積や風況などの地理的要件により新たな再エネ適地が必要。
- ✓ 太陽光や風力を中心に、原材料や設備機器の大半は海外に依存。
- ✓ 技術開発のみならず、コスト低減、大量生産実現に向けたサプライチェーン構築、事業環境整備が課題
- ⇒ **ペロブスカイトや浮体式洋上風力、次世代型地熱などの社会実装加速化が必要**

⑤使用済太陽光パネルへの対応

- ✓ 不十分な管理で放置されたパネルが散見。
- ✓ 2030年半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的な対応が必要。
- ✓ 適切な廃棄のために必要な情報（例：含有物質情報）の管理が不十分
- ⇒ **適切な廃棄・リサイクルが実施される制度整備が必要**

地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（2024年再エネ特措法改正等）

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置

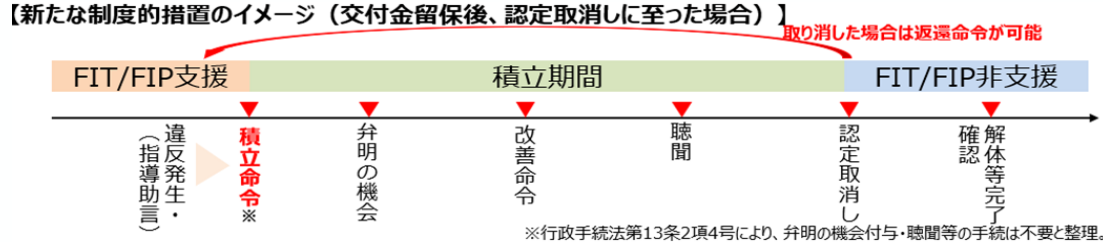


① 許認可の認定 申請要件化

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。

② 違反防止・ 早期解消

- 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。認定取消しの際の徴収規定の創設。
- これまでに森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計428件）に対して、一時停止措置を講じた。このうち5件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。



③ 廃棄等費用への 対応

- 2022年7月から廃棄等費用の外部積立てを開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分の確実な実施に向けた制度検討を進め、2026年5月29日に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が成立。

④ 住民との丁寧な コミュニケーション

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。

(参考) 不適切案件に対する現地調査の強化の状況

- 2024年度より事業規律違反や関係法令違反が疑われる不適切案件に対する現地調査を開始。これまで2年間のべ約3000件の設備の調査を行い、不適切な事案約1600件に対し期限を区切って改善を求める行政指導を実施。その結果、約1000件について改善を確認。他方、改善がなされない事案のうち、特に悪質な13件について、2026年4月、FIT/FIP交付金の一時停止を実施。
- (※) なお、2024年3月26日付けで、総務省から「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を踏まえ、トラブル等の未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化すること等が勧告された。上記の現地調査は、こうした勧告等を踏まえたもの。
- 現地調査等を通じて違反の実態が確認された場合には、保安監督部、関係省庁、自治体にプッシュ型で情報提供を行うとともに、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導・FIT/FIP交付金の一時停止・認定取消し等の措置を厳格に講じていく。
- 2026年度よりFIT/FIP制度の支援を受けない事業も調査対象に追加。

<これまでに実際に現地調査で見つかった不適切事案>

管理不十分な状態で下草に覆われたパネル



基礎が露出し浮いている太陽光発電設備



盛土が大きく崩落した太陽光発電設備



大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議

- **12月23日**に、大規模太陽光発電事業が地域と共生したより望ましいものとなるよう、政府としての対策を検討することを目的として、**大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議を開催**。
- 本閣僚会議において、「**大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ**」を決定。

出席者

内閣官房長官 木原 稔（議長）
経済産業大臣 赤澤 亮正
環境大臣 石原 宏高
総務大臣 林 芳正
農林水産大臣 鈴木 憲和
国土交通大臣 金子 恭之
文部科学副大臣 小林 茂樹（代理出席）
内閣官房副長官 尾崎 正直
内閣官房副長官 佐藤 啓
内閣官房副長官 露木 康浩
内閣官房副長官補 阪田 渉
内閣広報官 小林 麻紀
資源エネルギー庁長官 村瀬 佳史
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長 小林 大和
環境省総合環境政策統括官 白石 隆夫
環境省地域脱炭素推進審議官 中尾 豊

会議の様子



メガソーラー対策パッケージの各施策の実行状況（令和8年5月末時点）（抜粋）

3. 地域共生型への支援の重点化

再エネ賦課金を用いた FIT/FIP 制度の支援
【経産省】

- ・ 事業用太陽光発電（地上設置）について、令和9年度以降、FIT/FIP 制度の支援の対象外とする方針を決定。
- ・ 3月末に省令・告示改正済み。

次世代型太陽電池の開発・導入の強化
【経産省、環境省、総務省】

- ・ 公共施設・インフラ空間特化型ペロブスカイト太陽電池の開発・実証のため、GI基金事業の取組拡充を3月6日に決議。また、タンデム型太陽電池の研究開発支援において、2者を採択。
- ・ 需要家向けの導入支援事業を開始。
- ・ 政府部門における導入目標策定に向けてペロブスカイト太陽電池に関するポテンシャル調査を実施（関係省庁と調整し、令和8年度夏頃に目標策定予定）
- ・ ペロブスカイト太陽電池導入にかかる新たな地方財政措置（令和8年度より実施）について、地方公共団体に周知。

屋根設置等の地域共生が図られた
導入支援への重点化
【経産省・環境省・国交省・農水省】

- ・ **令和8年度の審議会で、支援の重点化を行う対象等を検討。**
- ・ 事業者が、工場等における屋根への太陽光発電設備の導入目標等を作成し、屋根への太陽光発電設備の設置状況及び設置余地等を国に報告する制度を構築するため、省エネ・非化石転換法省令を改正済み（令和8年4月1日施行）。

望ましい営農型太陽光の明確化・
不適切な取組への厳格な対応【農水省】

- ・ 望ましい取組の明確化や、不適切な取組への厳格な対応に向けた制度の見直しについて、有識者による検討会を経てとりまとめ。今夏に関係法令の改正を予定。

国等の再エネ電力調達における対応【環境省】

- ・ 3月13日、環境配慮契約法基本方針の変更を閣議決定。地域共生が図られない発電施設からの電気調達を避ける旨を規定。国・自治体の調達担当者向けに今後実務上の準備の上周知予定。
- ・ 既に金融機関や企業向けにも取組を呼びかけているところ。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の概要

- 令和8年5月29日に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が成立。
- 本法律では、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずることとしている。

主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

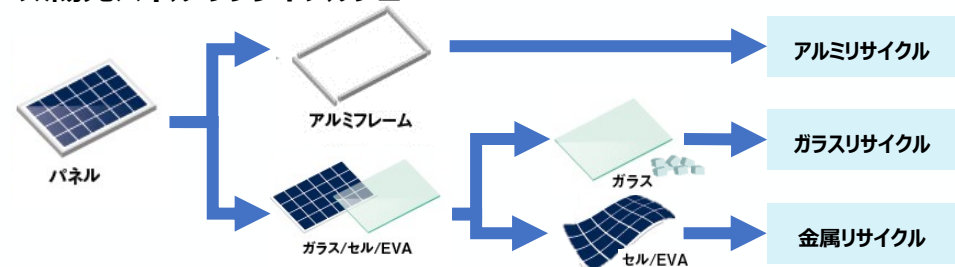
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から1年6か月以内に政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



再生可能エネルギー適正導入推進事業のうち、

(1) 固定価格買取制度等効率的・安定的運用業務事業

令和9年度概算要求額 **31億円** (R8当初30億円)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

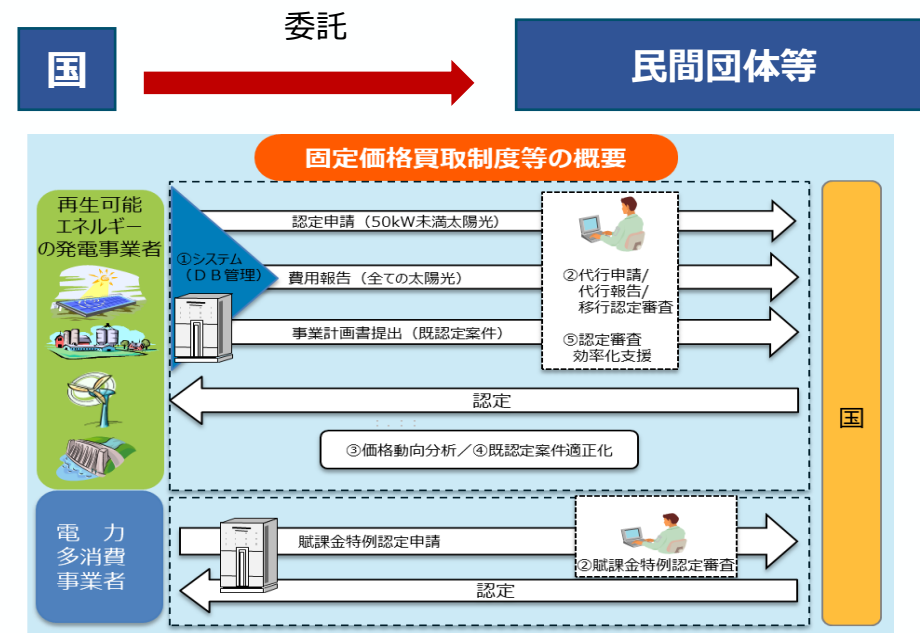
「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度（以下「FIT制度」）及び、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（以下「FIP制度」）について、効率的・安定的に運用を行い、認定情報の管理・分析及び申請手続や審査等の支援、固定価格買取制度等の管理システム改修を行い、最大限の再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

事業概要

FIT制度及びFIP制度に基づく、再生可能エネルギー電気の事業計画認定等、再生可能エネルギー関連制度の運用が効率的かつ適切に行われるよう、以下に取り組む。

- (1) FIT（FIP含む）システム等の構築・運用保守・改修
- (2) 50kW未満の太陽光発電設備の代行申請等
（制度移行、賦課金特例認定審査支援）
- (3) 価格動向分析
- (4) 既認定案件の適正化支援
- (5) 認定審査効率化支援
- (6) 太陽光パネルリサイクルに係るシステム整備

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

平成19年度からの事業であり、認定情報の管理・分析及び申請手続や審査等の支援を実施し、再生可能エネルギー導入推進の原動力となっている固定価格買取制度等の安定的かつ効率的な制度運用の実施を図る。

長期的には再生可能エネルギーについて、2030年度に電源構成比36～38%を目指す。

再生可能エネルギー適正導入推進事業のうち、 （２）再生可能エネルギー事業規律強化事業 令和9年度概算要求額 4.0億円（R8当初4.0億円）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
産業保安・安全グループ電力安全課

事業目的・概要

事業目的

固定価格買取制度等の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっている。これまで法令違反等が疑われる案件について発電指導者に適切な指導を行っているものの、未だ地域の懸念は払拭されていない。

そのため、改正再エネ特措法の施行により、事業規律強化に係る体制を構築し、適切な処分を行う等により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を促進することを目的とする。

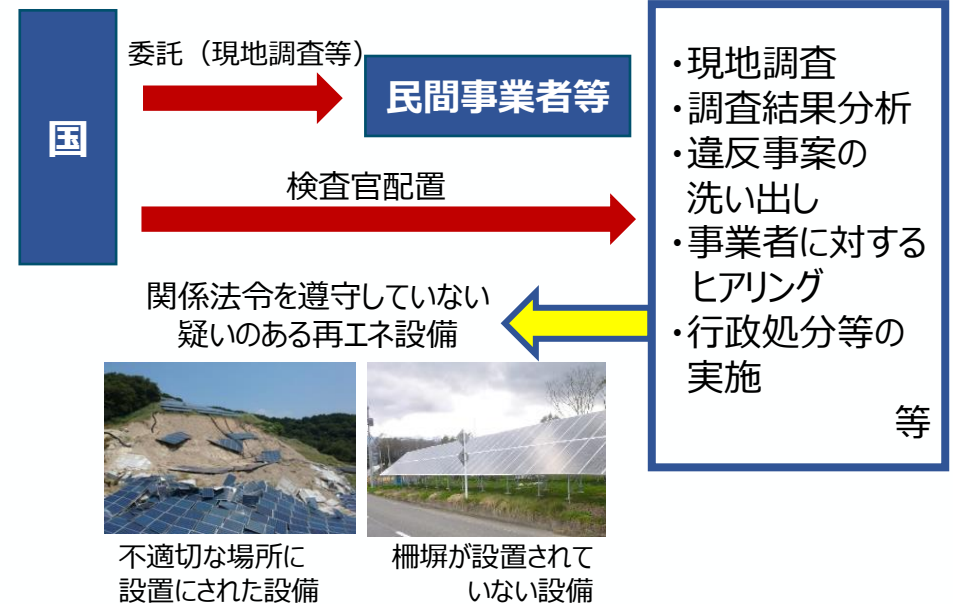
事業概要

地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、以下の取組を行う。

再生可能エネルギー発電設備のうち、再エネ特措法に基づく認定計画違反の疑いのある案件や認定設備のうち非FIP/FITの案件等で安全性に疑いのある案件について、現地調査等を行い、認定計画の内容や条例を含む各種法令状況等と照合の上、調査分析し、再エネ特措法における事業規律違反や、関係法令違反が疑われる案件の洗い出しを行う。

現地調査等を通じて、違反の実態を確認の上、経産局、産業保安監督部、関係省庁、自治体に対しプッシュ型で情報提供を行い、関係法令の処分を行うとともに、再エネ特措法上のFIT/FIP交付金の一時停止などの処分を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和6年度からの事業であり、地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現を目指す。

長期的には再生可能エネルギーについて、2030年度に電源構成比36～38%を目指す。

「次世代型太陽電池戦略」の概要

第9回次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会（2025年5月）資料を一部加工

- 太陽電池産業を巡る過去の反省も踏まえ、官民が連携し、**世界に引けを取らない「規模」と「スピード」で、量産技術の確立・生産体制整備・需要創出を三位一体**で進める。
- 官民協議会において、「次世代型太陽電池戦略」として取りまとめ、その内容について2025年2月に閣議決定した「**第7次エネルギー基本計画**」に盛り込んだところ。

生産体制整備

- ✓ GXサプライチェーン構築支援補助金も活用し、**2030年までの早期にGW級の生産体制構築**を目指す。
- ✓ **早期に国内市場の立ち上げ**（一部事業者は2025年度から事業化開始）。
- ✓ 様々な設置形態に関する実証を進め、**施工方法を確立**。ガイドラインの初版を発行済。

需要創出

- ✓ **2040年には約20GW導入**を目指す。
- ✓ 先行的に導入に取り組む重点分野（施工の横展開可能、追加的導入、自家消費率高）へ**2025年度から導入補助により投資予見性の確保**。
- ✓ 政府機関・地方自治体や環境価値を重視する民間企業が初期需要を牽引。

量産技術の確立

- ✓ **GI基金を活用し、2025年20円/kWh、2030年14円/kWhが可能となる技術を確立。2040年に自立化可能な発電コスト10円（※）～14円/kWh以下の水準を目指す。**
（※）研究開発の進展等により大幅なコスト低減をする場合
- ✓ 既存シリコン太陽電池のリプレイス需要を視野に入れ、**タンデム型の開発を加速**。

産業競争力の実現

- ✓ サプライチェーンの中で特に重要なものは、**国内で強靱な生産体制を確立**、世界への展開を念頭に様々な主体を巻き込む。
- ✓ **特許とブラックボックス化した全体の製造プロセス**を最適に組み合わせ、サプライチェーン全体で、製造装置を含め技術・人材の両面から**戦略的に知的財産を管理**。
- ✓ フィルム型は、**製造～リサイクルまでのライフサイクル全体での付加価値を競争力**につなげる。

海外展開

- ✓ **国際標準策定での連携が見込める高度研究機関を有する国**（米・独・伊・豪など）や早期に市場立ち上げが期待できる国から順次展開。
- ✓ 次世代型太陽電池の信頼性評価等に関する**国際標準の早期策定**。
- ✓ 同志国とともに**価格によらない要素（脱炭素、安定供給、資源循環等）を適切に反映**していく仕組みを構築。

※政策の前提となる状況（海外・技術開発等）を絶えずモニタリング、随時柔軟に政策のあり方を見直す

(参考) 官民投資ロードマップにおける議論

戦略17分野における「主要な製品・技術等」の官民投資ロードマップ参考資料（2026年7月21日）より抜粋

方向性

現状認識、日本の強み

- 太陽電池は、化石燃料に依存しない国産の再生可能エネルギー源であること、また従来型のシリコン太陽電池は特定国が世界シェアの8割を占めることから、経済安全保障・エネルギー安全保障の観点で重要。
- ペロブスカイト太陽電池については、シリコン太陽電池相当の発電コストを前提に、フィルム型では、野置きメガソーラーとは異なる建物の屋根や壁面等への導入が可能であるため、約25GWの国内需要が見込まれる他、海外には約500GWの導入ポテンシャルが存在。
- タンデム型についても、リプレース市場を含め巨大な市場規模が見込まれ、市場獲得できれば大きな経済波及効果。
- ペロブスカイトの主原料であるヨウ素は日本が世界シェアの約3割を占めており、また封止技術等、製造プロセス等のノウハウでも我が国が競争力を持ちうる。

我が国の勝ち筋

主な課題 (ボトルネック)

- ・ 発電コストの低減に資する 技術開発の加速
- ・ 量産コストの低減に資する 量産規模の確保
- ・ 民間投資の予見性を確保する 初期需要の創出

講じるべき施策

- ・ 研究開発支援・設備投資支援による量産体制の確保
- ・ 政府調達等を最大限活用しつつ、自治体を含めた 公共施設・インフラ空間等（空港、道路等）に対し、2035年までに5GWを目指した積極的な導入による需要喚起
- ・ 海外での導入実証支援（アジア等の工業団地等での実証）
- ・ 国際標準の策定に向けた同志国との連携

目指すべき姿

- ・ 2030年度までに14円/kWh以下の技術確立
- ・ 2040年までに国内約20GWの導入

(参考) 公共施設やインフラ空間での率先した需要創出について

第1回メガソーラー対策パッケージの実行に向けた関係省庁連絡会議（2026年3月25日）資料5を一部修正

- 公共施設については、環境省において、政府実行計画に基づき、2035年及び2040年を目標年とするペロブスカイト太陽電池に関する政府部門の導入目標を2026年夏頃に設定し、政府施設への率先導入を牽引する予定。
- また、大規模な需要が期待されるインフラ空間（道路、空港、鉄道、港湾等）においては、経済産業省と国交省が緊密な連携の上で、積極的に需要の創出や社会実証を進めていく。
- インフラ空間における社会実証を一層加速させることも踏まえ、インフラ特化型ペロブスカイト太陽電池の開発・実証のため、2026年4月にGI基金を約250億増額。

<ペロブスカイト太陽電池の導入目標の検討について>

参考：政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化**。[現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定]
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
 - ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す**。
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する**。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
- 建築物の建築
 - ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す**。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める**。

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

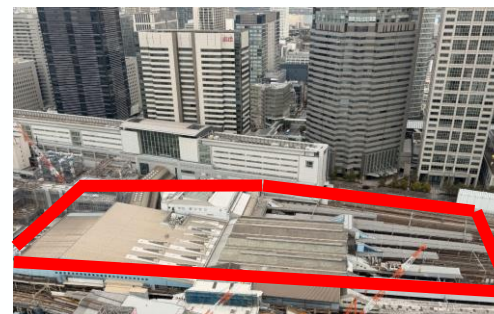
- 公用車/LED
 - ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
 - ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再生電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする**ものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
- GX製品
 - ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する**。
※ GX製品：製品単位の削減実績や削減貢献量が大きいもの、GEP（社会全体に与える経済的価値）が高いもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める**。
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope 1）、エネルギー起源間接排出量（Scope 2）以外のサプライチェーンにおける排出量

<インフラ空間のイメージ>



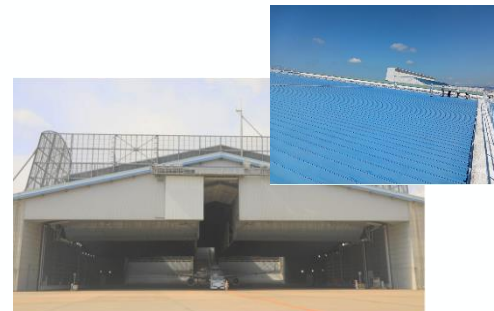
鉄道内の駅舎・プラットフォーム

JR東日本より提供



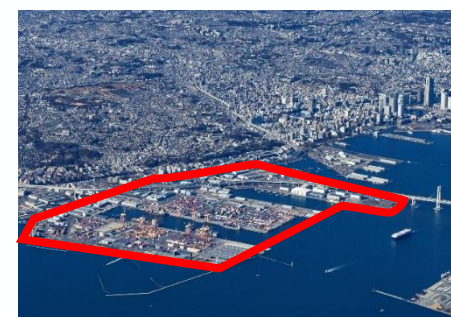
高速道路内の遮音壁（外壁）

NEXCO西日本より提供



空港内の施設

成田国際空港㈱より提供



港湾内の貨物施設の例

横浜市より提供

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 28,000百万円（7,000百万円）】

※2年間で総額51,000百万円の国庫債務負担



我が国が優位性を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

① 事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

② 設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・建材一体型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

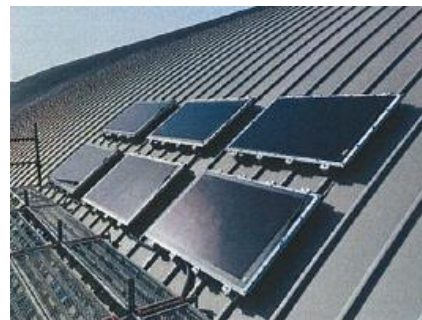
<その他要件>

- ・ 導入規模の下限、補助上限価格
- ・ 施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業（計画策定：9/10、設備等導入：2/3、3/4（※））
※避難施設やインフラ空間等への設置等一定の要件を満たす場合
- 補助対象： 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和7年度～

4. 事業イメージ



体育館・アーチ屋根



窓

耐荷重の制約等から従来型の太陽電池が設置困難であった体育館屋根にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入した事例
出典：積水ソーラーフィルム株式会社

建物の窓面にも導入可能な建材一体型ペロブスカイト太陽電池を導入した事例
出典：パナソニックホールディングス株式会社

洋上風力発電 導入の意義

- 洋上風力発電は、①我が国のエネルギー安定供給、②将来的な世界市場の拡大、③経済波及効果が期待され、再エネの主力電源化に向けた重要な電源と位置付けられている。

①エネルギー安定供給

- 洋上風力は、国産の再生可能エネルギーとして、エネルギー安定供給/安全保障に貢献。
- 日本においては、開発適地が減少している陸上風力に比べ、領海・EEZは世界第6位の面積を誇ることを踏まえれば、導入拡大のポテンシャルは高い。

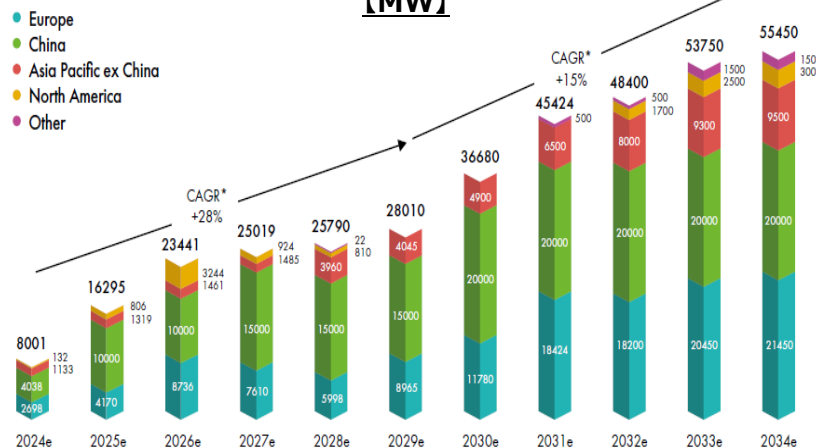
我が国の排他的経済水域（EEZ）



②世界市場の拡大

- 世界的に洋上風力市場は今後も拡大し、2040年には342～560GW※まで拡大する見込み。
※IEA「Offshore Wind Outlook2019」
- 欧州では、洋上風力発電の大量導入が先行し、域内で風車製造のサプライチェーンが形成。需要地に近い工場立地により輸送コストを抑えつつ、風車の大規模化や量産投資を行うことにより、コスト低減が進展。
- 日本と気象・海象が類似するアジア太平洋地域でも高い導入ポテンシャルが見込まれる。

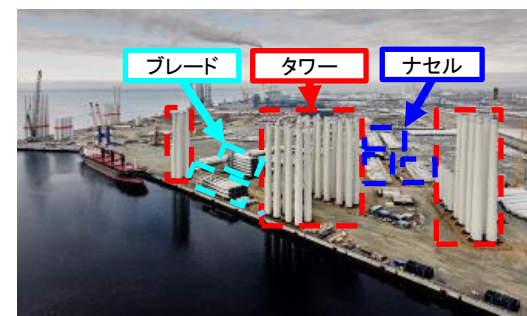
世界の洋上風力市場（今後約10年の見込み） 【MW】



出所) GWEC GLOBAL OFFSHORE WIND REPORT 2025

③経済波及効果

- 洋上風力発電設備は、部品数が多く（数万点）、また、事業規模も大きいことから、関連産業への波及効果が大きく、地域活性化にも寄与。
- ・建設・運転・保守等の地域との結びつきの強い産業も多いため、地域活性化に寄与。
- ・エスビウ港には約200の企業が集積し、洋上風力とOil & Gas産業等を合わせて約10,000人の雇用を創出。



出所) Port of Esbjerg, <https://port esbjerg.dk/en/about-us/jobs>, 閲覧日:2025/9/25, 及びPort of Esbjerg Annual Report 2018

- 今後の公募の在り方や既存事業の環境整備について、2025年12月に取りまとめ。

新たな公募制度

- 黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものとする観点から、引き続きコスト低減は重視しつつ、事業完遂が可能な計画を高く評価する方向で、公募制度を見直す。
 - 入札後の物価変動リスクに対応して価格を調整する仕組みの導入
 - 価格点で過大な点差が生じず、事業完遂が可能な計画を高く評価する仕組みの構築
 - スケジュールの柔軟性の確保 等
- ⇒第1ラウンド3海域の再公募を含む今後の公募に適用。

既存事業の環境整備

- 国内サプライチェーンの構築や人材育成等の産業基盤の確立はまだ緒についたばかり。初期の案件形成を着実に進めることで、産業基盤を構築していく必要。
 - 事業完遂の重要性及び公募の公平性の観点等を総合的に判断した結果として、第2ラウンド・第3ラウンドの事業について、以下の方針を取りまとめ。
 - ① 長期脱炭素電源オークションへの参加
 - ② 公募占用計画変更に係る柔軟な対応
 - ③ 一定の条件を満たした場合における海域占用期間の延長を認めることの原則化（※） 等
- （※） ③については既存事業のほか、今後公募する事業も対象。

(参考) 洋上風力産業ビジョン (第2次) (2025年8月8日)

第38回洋上WG合同会議 (2025年11月10日)
資料4より抜粋

- 洋上風力のEEZを含む開発エリアの拡大に際し、浮体式も必要になる。
 - 浮体式について魅力的な国内市場を創出するとともに、産業・技術基盤の充実やグローバル市場への展開を図るため、浮体式産業戦略検討会において、案件形成目標や国内調達比率目標等について議論。
 - 2025年8月の「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」※でとりまとめ・公表。
- ※ 業界団体11団体 (JWPA, ECOWIND, FLOWRA, FLOWCON他) 、発電事業者8社、風車メーカー3社、浮体等メーカー11社、建設業者6社等が参加。

洋上風力産業ビジョン(第2次)「浮体式洋上風力等に関する産業戦略」ポイント

①世界的なインフレ等への対応 魅力的な国内市場の創出

- (政府の浮体式案件形成目標)
- **2040年までに15GW以上**の浮体式案件を形成
(洋上風力全体で30GW～45GW)
 - **2029年度中を目途に大規模浮体式案件を形成**

- ・ インフレ等に対する更なる環境整備
- ・ 浮体式コスト目標の検討
- ・ JOGMECセントラル調査のEEZへの拡充

②産業・技術基盤の充実

- (産業界の目標)
- **2040年までに国内調達比率を65%以上**
 - **2040年までに洋上風力関連人材を約4万人確保・育成**

- ・ **風車の国産化**に向けた体制構築・技術開発・設備投資と、それを通じた**コスト低減**
- ・ 浮体等の大量生産、港湾インフラの整備、船舶確保
- ・ **EEZやアジア太平洋展開に向けた実証事業の推進、技術検証環境整備**、技術開発ロードマップに基づく技術開発

③グローバル市場への展開

- (官民の目標)
- **2040年までに海外浮体式案件30GW**に関与
 - **2030年までに欧州・アジア太平洋等10カ国・地域と連携**

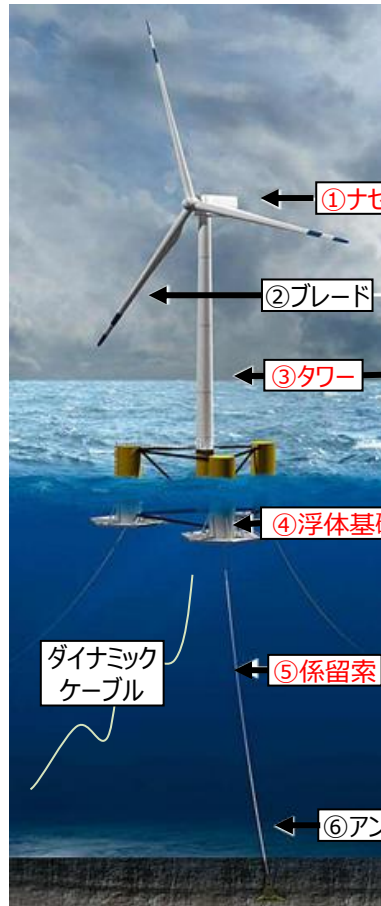
- ・ **アジア太平洋に向けた製造拠点創出のためのグローバル風車メーカーとの官民協力**
- ・ 業界協調体制による技術開発を通じ、**国際標準化を主導**

洋上風力サプライチェーン構築に向けた動き

- 地域未来戦略「洋上風力産業クラスター」（北海道・東北・九州各地域より素案提出）の下、経済産業省は、日本のエネルギー安全保障を確保するため、鉄鋼・造船等の産業基盤や需要地との近接性を有する地域との連携を推進し、国内製造拠点・サプライチェーンの構築・強化を目指す
- GXサプライチェーン構築支援事業（2024年度～）による設備投資支援等を通じて、2040年までに国内調達比率を65%とする産業界目標の達成に向けて支援していく。

※はGXサプライチェーン構築支援事業で支援

＜浮体式洋上風力発電設備＞



ベスタス・ジャパン ※7/10 GXSC採択



Courtesy of Vestas Wind Systems A/S

駒井ハルテック(千葉)※



日本製鉄：タワー用鋼材



日鉄エンジニアリング(福岡)※



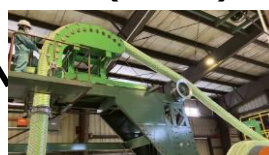
大島造船(長崎)※



JFEエンジニアリング(三重)※



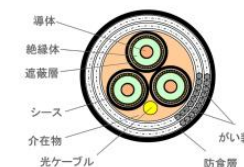
ナロック(和歌山)※



濱中製鎖工業(兵庫)



住友電気工業、古河電気工業：ケーブル



ナセル内部品

TDK：発電機の磁石



富士電機：パワー半導体



三菱電機：スイッチギア



増速機



ベアリング



- **洋上風力**の事業開発を担う人材、エンジニア、専門作業員の育成に向け、**カリキュラム作成やトレーニング施設整備に係る支援**を令和4年度から実施し、施設整備等が進展。（令和8年度予算額6.3億円の内数）
- 産業界においても、**産業界と教育・研究機関が連携して人材育成を進めるための協議会（ECOWIND：エコウインド）**を令和6年6月に立ち上げ、副読本作成等の取組が進められている。また、ECOWINDでは、**高専機構の拠点校と連携し、出前授業の実施や、洋上風力発電の現場見学等**を実施してきている。

トレーニング施設への支援例



日本郵船

風と海の学校 あきた

（秋田県男鹿市）

- 秋田県立男鹿海洋高校の大水深プール等の既存施設を活用し、各種機器の導入によって訓練センターとして整備。
- 作業員・船員向けの基本安全訓練や、シミュレータによる作業員輸送船の操船訓練を提供、年間1,000人の修了生輩出を目指す。
- 施設は男鹿海洋高校の生徒や近隣の小中学生にも開放。



GiraffeWork

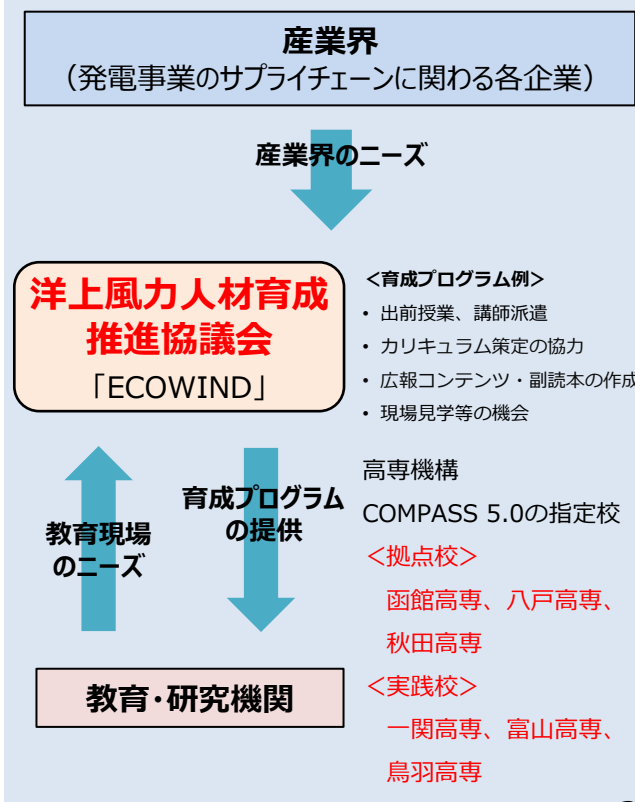
ジラフワーク・トレーニングセンター

（神奈川県川崎市）

- 労働安全の専門的な訓練に実績のあるマースク・トレーニング社（デンマーク）と提携した教育プログラムを提供するトレーニングセンター。
- GWOが定める国際標準の基礎安全訓練や上級救助訓練等の複数モジュールの育成プログラムを受講することが出来る。



産学連携による人材育成の取組



洋上風力発電の導入拡大に向けた調査・研究開発事業のうち、

（１）洋上風力発電の導入促進に向けた採算性分析のための基礎調査事業

令和９年度概算要求額 **153億円**（R8当初122億円）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室

事業目的・概要

事業目的

洋上風力発電は、第７次エネルギー基本計画において、大量導入の可能性、コスト低減余地、経済波及効果の大きさの観点から「再生可能エネルギー主力電源化の切り札」と位置づけられており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、洋上風力発電の案件形成を促進していくことが重要である。

そのため、洋上風力発電設備の設置に関する採算を分析するために必要となる事項の基礎調査を実施し、そこで得られた調査データを発電事業計画の策定を行う事業者に提供することを通じて、洋上風力発電の案件形成の加速化を目指す。

事業概要

洋上風力発電事業の実施可能性が見込まれる海域を対象として、洋上風力発電事業の採算を分析するために必要な基礎調査を実施する。具体的には、洋上風力発電設備の基本設計に必要な調査データを取得するために、各種の観測機器を用いたサイト調査を実施する。

調査データは、調査対象海域で洋上風力発電事業を計画する事業者へ提供することで、事業者による発電事業計画の策定を支援する。

また、排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電設備の基本設計等に必要な調査データ取得に向け、適切な調査手法等を検討し、調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

運営費交付金

委託

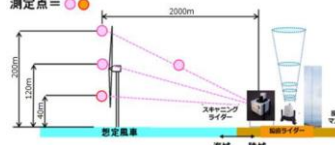
国

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
(JOGMEC)

民間事業者

＜風況調査＞

観測機器を用いて現地洋上の風況を観測し、風速や風向等のデータを取得

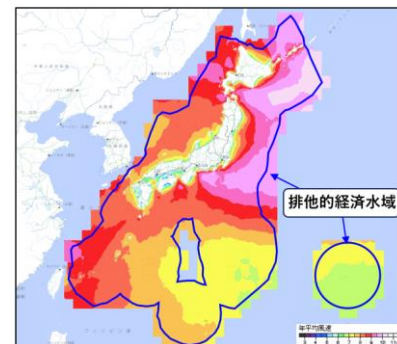


＜海底地盤調査＞

海上に鋼製構やSEP船を配置して行うボーリング調査や、計測機器を用いた物理探査により、地盤のデータを取得



＜EEZにおける風況・海底地盤調査＞



出典：NeoWinds（NEDO）※一部加工

成果目標・事業期間

令和５年度からの事業であり、

- ① 調査成果を公募に参加する事業者へ提供する（令和10年度時点で延べ24者以上）。
- ② 令和12年（2030年）までに10GWの洋上風力発電の案件を形成する。
- ③ 令和22年（2040年）までに30～45GWの洋上風力発電の案件を形成する。

洋上風力発電の導入拡大に向けた調査・研究開発事業のうち、 （２）洋上風力発電の導入拡大に向けた調査支援及び人材育成事業 令和９年度概算要求額 6.9億円（R8当初2.7億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 風力政策室

事業目的・概要

事業目的

海洋再エネ整備法に基づく促進区域指定の要件である系統の確保を国が行うことで促進区域指定の円滑化を図る。加えて、促進区域に指定された区域における公募プロセスの効率的な運営により、2030年までに10GW、2040年までに30～45GWの案件形成の実現を目指す。

また、洋上風力に必要な人材の育成を通じ、地域と共生した洋上風力発電の着実な導入を図る。

事業概要

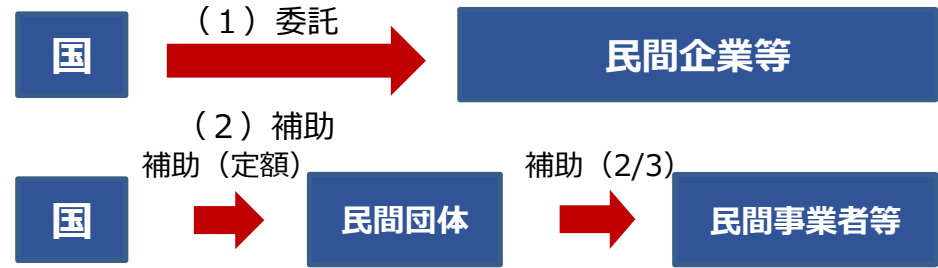
（１）洋上風力発電の導入拡大に向けた調査支援事業

- ・案件形成を計画的・継続的に進めることを目指し、国が系統接続に関する可能性調査や課題整理を行う。
- ・海洋再エネ整備法に係る改正に伴う適切な制度運用に向け、施行状況の中で浮上した課題の整理、改善に向けた所要措置の検討を行う。
- ・促進区域に指定された海域について、公募による選定プロセスにより、洋上風力発電事業を行う者を選定するため、当該公募プロセスを効率的に進めるための支援を行う。

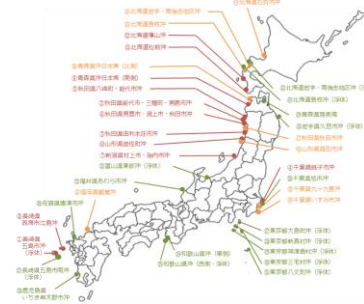
（２）洋上風力発電人材育成事業

風車製造関係のエンジニア、洋上施工や調査開発に係る技術者、メンテナンス作業等、幅広い分野を見据え、洋上風力人材育成のカリキュラムの開発・高度化や、訓練施設整備を支援する。また、これまで整備してきた施設を利活用し、より安定的に継続した人材育成事業が行われる仕組み作りについて、新たに支援する。

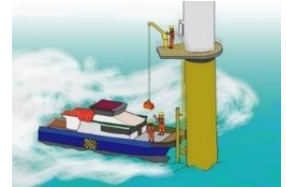
事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



海洋再エネ整備法に基づく案件形成状況（2025年10月時点）



洋上作業の例



成果目標・事業期間

- （１）年間1GW程度の洋上風力発電の公募プロセスの実施を目指す。
- （２）・2030年までに、本事業で支援した洋上風力人材の育成に資するカリキュラムやトレーニングをのべ5,000人が受講することを目指す。
・人材育成を通じ、地域と共生した洋上風力発電の着実な導入を図る。

（１）、（２）共通

- ①令和12年（2030年）までに10GWの洋上風力発電の案件を形成する。
- ②令和22年（2040年）までに30～45GWの洋上風力発電の案件を形成する。

洋上風力発電の導入拡大に向けた調査・研究開発事業のうち、 (3) 洋上風力発電の導入拡大に向けた研究開発事業

令和9年度概算要求額 **35億円** (R8当初31億円)

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 風力政策室

事業目的・概要

事業目的

洋上風力発電は、第7次エネルギー基本計画において、大量導入の可能性、コスト低減余地、経済波及効果の大きさの観点から「再生可能エネルギー主力電源化の切り札」と位置づけられており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、洋上風力発電の案件形成を促進していくことが重要である。

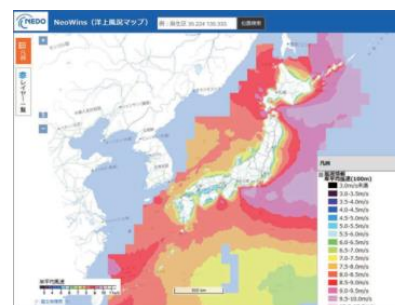
本事業では、我が国の気象・海象条件に適した洋上特有の技術課題や洋上風力発電所に係る技術的・社会的な課題を解決し、我が国の洋上風力発電の導入促進、発電コストの低減、洋上風力関連産業の競争力強化等を目的とする。

事業概要

洋上風力発電の更なる導入拡大、低コストかつ安定的な供給や次世代の浮体式洋上風力に関する産業競争力強化等を図るため、以下の研究開発・調査事業を行う。

- ①次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（委託）
- ②洋上ウインドファーム開発支援事業（委託）
- ③風車生産技術研究開発（委託）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



洋上風況マップ (NeoWins)



沖合における風況観測手法の確立

成果目標・事業期間

- ・洋上風力発電事業の実施のために必要な基礎調査等や洋上ウインドファーム開発計画について風況調査・海象調査・設計等を令和9年度までに17件実施することにより、洋上ウインドファームの開発に資する基礎データを取りまとめる。
- ・当該事業の実証・開発等により洋上風力発電に関する技術・システムを令和9年度までに9件確立する。
- ・2040年までに30~45GWの洋上風力発電の案件形成を達成するとともに、建設される風力発電の着実な導入を実現する。

GXサプライチェーン構築支援事業

国庫債務負担行為含め総額 **2,045億円** 令和9年度概算要求額 1,134億円（R8当初497億円、R7補正55億円）

(1) GXグループ 脱炭素成長型経済構造移行投資促進課
(2) 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課制度審議室
(3) 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
(4) 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 水素アンモニア課 等

事業目的・概要

事業目的

カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加し、排出削減と産業競争力強化・経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が熾烈化している。

このような背景の下、我が国における中小企業を含む製造サプライチェーンや技術基盤の強みを最大限活用し、GX実現にとって不可欠となる、水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池、HVDCケーブル、水素Readyガスタービン等をはじめとする、GX分野の国内製造サプライチェーンを世界に先駆けて構築することを目的とする。

事業概要

我が国において中小企業を含めて高い産業競争力を有する形でGX分野の国内製造サプライチェーンを確立するため、水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池、HVDCケーブル、水素Readyガスタービン等に加えて、これらの関連部素材や製造設備について、世界で競争しうる大規模な投資を計画する製造事業者等、もしくは現に国内で生産が限定的な部素材や固有の技術を有する製造事業者等に対して、補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

```
graph LR; A[国] -- "補助 (定額)" --> B[民間企業等]; B -- "補助 (1/2, 1/3等)" --> C[民間企業等];
```

※対象者の選定にあたっては、真に産業競争力の強化につながるよう、支援対象者に以下の趣旨の内容等を求めることとする。

- ・企業トップが変革にコミットしていること
- ・将来の自立化も見据えながら、自ら資本市場から資金を呼び込めること
- ・市場の需要家を巻き込む努力をしていること 等

成果目標・事業期間

洋上風力産業ビジョン（第2次）（2025年8月）に掲げる2040年までに国内調達比率65%以上（産業界目標）を達成することなど、対象となる分野ごとに成果目標を個別に設定する。